阿賀野市規則第３号

阿賀野市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市職員の育児休業等に関する規則（平成１６年阿賀野市規則第３７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「(第１号様式)」の次に「又は庶務事務システム（電磁的記録により、職員の勤務状況等を記録し、管理するシステムをいう。以下同じ。)」を加える。

第５条第２項中「（第２号様式）」の次に「又は庶務事務システム」を加える。

第１号様式、第２号様式及び第３号様式中「㊞」を削る。

第４号様式中「㊞」を削り、「の印」を「確認」に改める。

附　則

この規則は、令和４年３月１日から施行する。